

平成30年度事業計画

- 基本方針**
- 1 熊本地震後に対応した会館の再建を優先課題として、経営の安定化を目指します。
 - 2 一般財団法人としての機関運営はコンプライアンスを基本とし定款の規定に従います。
 - 3 教職員が教育に専念できる環境づくりとして、教職員を支える「福利厚生関係団体」相互の連携を図ります。

1 会館の財政・管理運営について

- (1) 熊本地震後に対応した会館の再建については、熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業との関連も踏まえ、熊本県教育会館再建委員会での協議をもとに、会館の維持、運営について根本的に見直しを図るとともに、中長期的な事業計画の策定に取り組みます。
- (2) 経費節減に努め、事業収入と管理経費の適正化を図ります。また公益目的実施事業については、行政当局やユース会計社とも相談し、適正な執行になるように努めます。
- (3) 教育会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を堅持しつつ、機械警備の導入等の安全保安の向上と経費節減のため見直しを進めます。今後発生するエレベーター等の改修については、大規模改修検討委員会で協議をすすめ、改修計画の策定に取り組みます。また、熊本市中央区九品寺自治会の「地域指定一時避難場所」の指定を受け、災害時に地域住民に施設の一部を提供できる体制をとります。
- (4) 一般財団法人熊本県教育会館への移行趣旨を基に、定款に従った機関運営を行います。そのため、教育会館を設立した熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、熊本市教職員組合をはじめ、教職員の諸団体や行政当局との連絡を密に行いながら適正な事業執行に努めます。
- (5) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令及びその他の規範、会館の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うようにします。またそのための会館の会員管理は、熊本県教職員厚生情報センターにおいて行います。
- (6) 事務受託事業である金融機関等の収納等の業務については、熊本県教職員厚生情報センターとの連携のもと適正・迅速にできるように努めます。
- (7) 「教育会館ニュース」を発行し、教育会館設立の目的や現状を全教職員に知らせます。また、教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

2 保険共済事業について

- (1) 会館共済を継続します。団体保険としての募集キャンペーン対応は、設立団体や関係団体との連携を図るとともに、教職員にとって「親しみやすく、身近な」ものとなるように改善を続けます。また今年度も復興支援キャンペーンとして取り組みます。
- (2) 熊本県下の教育関係者の要望をもとに、制度検討を進めます。
- (3) 会館共済特別給付金の申請に対しては、給付審査委員会を毎月2回開催し、給付の適正・迅速化を図ります。

3 教育文化事業について

- (1) 図書寄贈を継続します。寄贈校の選定については、復興支援のための50校を決定します。
- (2) 福祉増進のセミナーとして、育児休業者現場復帰支援『カムバックセミナー』を11月に開催します。また教職員及び教育会館周辺の地域住民対象の『ヨガ教室』を毎月2回開催します。なお、「メンタルヘルス講座」は当面休止します。
- (3) 伝統文化や芸能の振興を図る事業として、『会館（学校）寄席』は阿蘇を中心に10月に開催します。これは熊本県グループ補助復興支援事業ともなります。また、「県百人一首かるた協会」「日本将棋連盟熊本県支部」の活動に協賛し、支援を行います。なお『熊本県教育会館杯百人一首かるた交流大会』を県かるた協会主管のもと8月に開催します。
- (4) 芸術の振興を図る事業としての『アートのひろば』は8月の浜田知明展を計画します。
- (5) 教育相談事業としては、教職員の電話相談室「レモングラス」を継続開設し、「くまもと親と子と教職員の教育相談室」への支援を引き続き行います。熊本県グループ補助復興支援事業として『夏休み教育・労働相談』を実施します。（なお、「ハートラインくまもと」は現在休止中です。）
- (6) 教育文化事業のあり方については、「公益目的支出計画」とも関連があり、制度検討委員会で協議をすすめていきます。